

第9章 中国吉林省における稲作構造変化と大規模経営の成長

劉 徳 娟

1 中国「三農問題」に関する農業政策の変遷

1) 農業保護政策の推進

「三農問題」とは、農業問題・農村問題・脱民問題の3つの問題の総称であり、その桜本にあるのは農業問題である。具体的には農業と非農業との経済格差、段村と都市の格差、農民と都市市民の格差の問題である。これらの諸問題の解決に向けて、農業諸税の減免、各種補助金の実施、農村インフラの整備、戸籍制度の緩和、出稼ぎ労働者の権益保護などが行われてきた。

200年までは、農業補助の支給対象は主として食糧流通企業や農業資材生産企業であった。2004年になると、農民の所得増加を目標とした農業保護政策が本格化してくる。工業で農業を促進し、都市で農村を引っ張るという政策が導入され、農村への財政投入が年々増加しつつある。過去の「農民から多く取り、少なく与える」から「農民から少なく取り、多く与える」政策へと転換したのである。

「中央第1号文件」では、2004年以降、10年連続で「三農問題」をテーマに取り上げている。特に農民の所得増加が「三農」対策の中心的な課題であり、毎年、農民の所得増加が基本的な目標として掲げられてきた。その主要な施策は、農民に対する食糧生産直接支払い、優良品種普及補助金と農業資材の総合補助、農業機械購入補助金であり、同時に補助基準も引き上げ、補助範囲も広げられてきた。また、補助の作物純聞、地域範囲も年々拡大している。さらに、食糧の最低買付価格制度の実施、すなわち、食糧価格が低くすぎる時、固有食糧企業は市場価格より高い最低買付価格で無制限に農民から食糧を買い付ける制度か?導入された。税金の商では、農業税、煙草を除く農業特産税、そして

牧業税や原木税も撤廃された。また、以上のほかに家電製品や自動車の購入に関する補助金がある。表 1 に示したように、2004 年から 2013 年までの政策は農業総合生産力の向上、社会主義新農村建設、農業発展基盤の整備、都市と農村の調和的発展、水資源管理制度の推進、農業技術革新の推進、そして現代農業の推進などに力が入れている。

一方で、都市における出稼ぎ農民労働者の権益の保護政策も打ち出された。2004 年には都市の戸籍制度の改革、2006 年には出稼ぎ労働者の賃金、労働管理、就職サービス、トレーニング、利益の保障など多くの面において合理的な保護方針が打ち出された。また、2007 年の「労働契約法」と「就業促進法」の施行により、出稼ぎ労働者の流動化を促進する政策も実施された。「労働契約法」は、出稼ぎ労働者と雇用者の権利と義務を明確に規定し、出稼ぎ労働者の合理的権益を保護するものである。

2) 農地請負制度の変遷

農業問題は基本的に農業の低生産性、零細規模経営問題である。農業構造の変化は農地の請負制度の変遷とも密接な関係がある。1979 年から 1983 年にか

表 1 「三農問題」に関する主な農業政策の推移 挿入

2004 年	農民所得増加を目標として農業保護政策が本格化する。 一部地域で 3 つの補助金（直接支払い、優良品種普及補助金と農業機械購入補助金）、 2 つの減免税（農業税と農業特産税）、最低買付保護価格政策の導入。 農業構造調整：農産物の品質安全レベルの向上。 都市の戸籍制度の改革。
2005 年	「3 つの補助金と 2 つの減免税」を強化、農業総合生産力の向上。
2006 年	社会主義新農村建設、工業が農業の発展を促進する・漁業用燃料費の補填と農業資材 の総合直接補填、牧業税と原木税の免除。
2007 年	「農業近代化の促進」、内容は農業支援を強化し、農業近代化を進め、農業所得の持続 的増大と農村における調和社会の実現をはかる。着実に社会主義新農村建設を推進す る。 「労働契約法」と「就業促進法」の施行、出稼ぎ労働者と雇用主の権利と義務を明確 化、合法権益の保護と尊重。
2008 年	農村インフラ建設、農業の発展と農民の収入を増大する土地の流動政策の制定。
2009 年	農業の安定的発展、農民収入の持続的増加。
2010 年	農業発展基盤の強化、都市と農村の調和的発展。
2011 年	水資源管理制度の強化、投資資金の調達制度の充実・強化。 農業保険支援の財政・税取政策の強化。
2012 年	農業技術革新の推進、農産物供給保障能力の増強。
2013 年	現代農業の推進、農業・農村の活力を強める。

出所：「中央部 1 号文件」各年度による。

けて、農地の請負制は全国のほとんどの地域で実施され、人民公社から個別請負制に転換した。この時期に、請負期間は15年と規定され、請負期間中、農民からの要望があれば、十分な協議のうえ、小調整を原則に若干の調整ができるとしていた。1993年になると、農地利用流動化の促進と大規模農業経営の育成を図るため、請負期間がさらに30年間延長されるとともに、「人口の増減を問わず再調整を行わず」、また、「適正規模経営を推進してよい」ということが規定された。そして、2002年の「農地請負制法」の制定では、農地請負経営権の流動権や農地請負経営権による持ち株参加などが含まれると明記された。実質上農地利用の流動性が確保されたのである。さらに2009年には農地請負期間が「長久不変」と規定された。農地の流動化が正式に認められたのである。

2 吉林省農業の特徴と調査対象地

1) 吉林省農業の特徴

吉林省は中国東北地方の中部にあって、南は遼寧省、北は黒竜江省、西は内モンゴル自治区と接している。総耕地面積は53.5万haで総土地面積の約30%を占めている。2006年の第2回農業センサスによると、6~30ムー(15ムー=1ha)を耕作している農家は229万2千戸で全体の68.5%を占め、50ムー以上を耕作している農家は16万1千戸で4.8%を占めている。いまだ零細農家が主流となっていることがわかる。しかし吉林省農業の特徴は、農民1人あたりの耕地面積が全国平均に比べて大きい点である。全国の15.3aに比べて、吉林省は5.6aと3.6ムー近くあり、最も大きい。また、1人当たり食糧販売量は全国のトップにあり、全国平均の5.5倍になっている。さらに、吉林省のジャポニカ米の商品化率は比較的高いレベルにある。農民1人当たり純収入に占める家庭経営所得の割合をみると、吉林省は65.9%で、全国平均46.2%より高い数値であり、吉林省における農村住民の所得は家庭経営所得に大きく依存していることがわかる。

2) 課題の設定

近年、中国国民所得の増加に伴い、ジャポニカ米の需要が増加しており、こ

れに応じてジャポニカ米の生産が東北地方を中心に拡大してきた(長江流域においてもインディカ米からの転換がみられる)。しかし、これまでの東北地方における稲作に関する研究は、黒竜江省の国有農場に集中しているが国有農場の稲作生産は、黒竜江省のなかでも特別な存在である。国有農場以外の研究では、董・菅沼(2010)の黒竜江省の朝鮮族村を対象とした研究がある。ここでは、村民委員会が借地関係への介入を通じて村内耕作農家の団地化配分を行い、耕作農家の利益を保障するような借地料を算定して、大規模借地経営の成立を支援している動きが明らかにされている。また、借入れによる資金調達の実現の有無も大規模経営存立の大きな条件となっている点も指摘されている。そのほかに中国圏内の農業研究機関、大学による現地視察は多いものの、厳密な実態調査に基づいた実証的な研究は行われていないのが実情である。また、地域を限定した稲作構造の分析も見当たらない。

古くからジャポニカ米の主要産地の1つである吉林省に関する研究も、これまでほとんど行われていないのが実情である。しかし、吉林省の梅河口市は古くから中国における代表的な稲作産地でもあり、中国の良質米産地の1つでもあって、東北地方におけるジャポニカ米の研究において不可欠な地域である。そこで、本章では梅河口市を取り上げ、労働力の農外流出による農地の流動化や農業機械の導入、そして政府の機々な支援など稲作をめぐる環境の変化と、そのもとでの大規模稲作経営の成長について実態的に明らかにする。

3) 調査対象地

梅河口市は吉林省の東南部、長春市の南東約 270km に位置し、12 鎮 303 村民委員会からなる。総面積は 2,176km²、人口は 61.9 万人、うち農業人口は 35.9 万人である。梅許可口市の水稲栽培は今からおよそ 120 年前の 1895 年に開始された。当時、小楊郷倒木淘村の朝鮮族農民である孫氏が溪水を利用し稲の栽培を始めたのが、この地域における水稲栽培の始まりである。1922 年になると、農民の鄭氏をはじめ農家 60 戸が出資し、「一統河ダム」を建設し、河川灌漑が実現され、水稲生産の新たな段階を迎えた。1930 年には水稲栽培面積は 910ha に達し、1949 年には 4 千 ha を超えた。また、1956 年に政府はダム建設による水間開発を推進した。1990 年代には、良質米産地として定着しており、省内稲

作の‘優等生’と言われている。

統計データによると耕地面積は7万3千ha、うち水田面積は3万haであるが、実際にはヤミ水田面積がかなりあり、それを加えると4万haに達していると推定される。本市の耕種農家は94,732戸、うち50ムー以上の耕種農家は1、158戸であり、梅河口市耕地総面積の9.0%を耕作している。また50ムー以上の水田を耕作している稲作農家は40戸である。本章ではこれら40戸の農家のうち、階層別に15事例を選定して2010年10月に聞き取り調査を実地した。

3 大規模稲作経営の概要と分析結果

1) 調査地域の概要

2010年統計データによると、梅河口市における農民1人当たりの耕地面積は20.3aであり、省の平均値43.3aの半分に達していない。しかし、農民1人当たりの純収入は5,777円で省の平均値5,266元より高い水準にある。さらに、純収入のうち給料収入は1,949円で省の平均869元の2.2倍となっている。つまり、梅河口市の耕種農業の農業依存度は本省の平均値より低くなっている一方で、出稼ぎや他産業の就業により高い収入を得られていることがうかがえる。

2009年に農業局の資料によると、梅河口市の50ムー以上の耕種農家1,158戸のうち、500ムー以上の農家は12戸であり、100-500ムーの農家が133戸、50-100ムーが1,013戸である。なお、50ムー以上の農家1,158戸のうち畑作のみを経営している農家は297戸、その他860戸が水田や水田と畑を経営している。

本章では50ムー以上の稲作農家を大規模稲作農家と定義しているが、その数は440戸であり、これを階層別に整理したものを表2に示した。この表をみると、500ムー以上の農家はわずか8戸である一方で、50ムーから60ムーまでの農家は201戸で大規模農家戸数の半分を占めている。大規模稲作農家の半数は低階層にとどまっているものの、300ムー以上の高階層の農家もみられる点が注目される。

表2 梅河口市における階層別に大規模農家数 挿入

階層別	農家数(戸)
1,000 ムー以上	4
500~1,000 ムー	4
300~500 ムー	15
200~300 ムー	10
100~200 ムー	55
80~100 ムー	28
70~80 ムー	39
60~70 ムー	84
50~60 ムー	201
合計	440

出所：梅河口市農業局の資料により作成（2009年）。

注：ここでは1戸当たり稲作面積の大きさを基準として階層別に分けている。畑作の面積は含まない。

2) 調査事例の経営概要と分析結果

調査の概要を表3に示した。5ha未満の農家4戸、5-10haの農家3戸、10-20haの農家2戸、20-50haの農家3戸と50ha以上の農家3戸である。貸借関係をみると、村内農家の間で行うことが多くみられ、また隣村農家や、低生産地開墾、駐屯地の借地も存在する。借地発生の契機としては、高齢農家のリタイア、農外市場の拡大による離農農家の出現、農業機械補助金の導入を背景にした農業機械合作組織の設立などにより大規模化が進んでいる。これらの借地の契約期間は1年、3年、5年が多い。また、調査した対象事例のいずれも公的機関からの技術支援をうけている。このほか、15事例のうち2戸を除いて、農業機械作業請負など他事業にも取り組んでいる。

また、経営主は40代と50代を中心としており、これらの経営者は自ら稲作経営を行うとともに、近隣の農家に積極的にノウハウを教えている。また、圃場巡回の見学会も行っている。また、No.2経営者、No.3経営者は水稻経営を行うとともに、近隣の農家と契約を結び、良質米の買取にも取り組んでいる。

労働力の構成をみると、家族の2、3人が中心で、雇用労働に関しては、面積が大きいほど、季節雇用や長期雇用を多く導入する傾向がある。主な農業機械では、乾燥機はわずか2戸であるが、トラクターはすべて保有し、田植え機が15戸のうち14戸は保有している。また、12戸はコンバインが整備されている。作付品種は「あきたこまち」、香り米が多い。これらの品種は他品種に比べて単

表3 対象事例の経営概要

事例	年齢 (歳)	労働力構成		貸借関係	契約 期間	経営面積ha		機械受託		経営耕地構成		水稲品種	技術 支援	販売対応	その他事業	主要機械装置				賃貸発生の特機
		家族	雇用			うち自作地	面積ha	水稲	畑作	トラクター	田植機					コンバイン	乾燥機			
No.1	46	3人	季節:7人	村内農家	3年	100.0	1.0	120.0	100.0	0	0	あきたこまち、 稲花香2号	B,C	契約販売	作業受託	6台	6台	2台	なし	村内農民の出稼ぎ
No.2	57	1人	生産:長期13人 工場:40-100人	全村耕地	5年	92.0	0.0	0.0	92.0	0	0	あきたこまち、稲花香2 号、豊後307	B, C	精米加工、輸 出が多い	精米加工、飲食業、 スーパー、農業資材	5台	3台	2台	2台	村内農民の出稼ぎ
No.3	50	2人	長期:16人 季節:54人	駐屯地	5年	77.3	7.3	0.0	77.3	0	0	豊後307、超級福、 あきたこまちなど	A,B,C	種販売、精米 販売	育種、加工、販売、 人材育成、雑草業	4台	4台	2台	2台	軍隊の駐屯地
No.4	52	3人	季節:3人	村内農家	1年	40.0	1.0	0.0	40.0	0	0	あきたこまち	C	契約販売	なし	2台	1台	1台	なし	隣村農家からの借地
No.5	47	3人	季節:2人	村内農家	3年	25.3	0.7	16.0	25.3	0	0	あきたこまち	C	契約販売	作業員	1台	1台	1台	なし	農業機械化協会の設立
No.6	53	2人	季節:2人	村内農家	1年	21.3	1.0	20.0	21.3	0	0	あきたこまち	C	契約販売	作業員	1台	1台	1台	なし	モデル地区プロジェクト
No.7	49	3人	季節:2人	村内農家	1年	16.8	1.5	0.0	16.8	0	0	あきたこまち	C	契約販売	なし	1台	1台	1台	なし	隣村農家、出稼ぎ農家
No.8	40	2人	季節:2人	村内農家	1年	10.0	1.3	7.0	10.0	0	0	あきたこまち	C	契約販売	作業員	1台	1台	1台	なし	農業機械化協会の設立
No.9	55	3人	親戚の手替	低湿地	10年	8.0	1.3	10.0	8.0	0	0	あきたこまち	C	契約販売	作業員、小売店	1台	1台	1台	なし	村所有の低湿地
No.10	39	3人	臨時雇用	村内農家	1年	7.1	1.1	5.0	7.1	0	0	超級福	C	スポット市場	作業員	1台	1台	1台	なし	村内農民の出稼ぎ
No.11	44	2人	臨時雇用	村内農家	3年	6.0	1.0	3.0	6.0	0	0	あきたこまち	D	契約販売	作業員	1台	1台	1台	なし	村内農民の出稼ぎ
No.12	41	3人	臨時雇用	隣村農家	1年	4.8	0.8	2.0	4.8	0	0	あきたこまち	D	契約販売	作業員、養鶏	1台	1台	1台	なし	隣村農家からの借地
No.13	56	3人	臨時雇用	開墾地	5年	4.3	0.7	3.0	4.3	0	0	豊後307	D	契約販売	作業員	1台	1台	なし	なし	開墾地
No.14	47	2人	臨時雇用	村内農家	1年	4.3	1.3	3.3	3.7	10	0	あきたこまち	D	契約販売	作業員、運送	1台	1台	なし	なし	村内農民の出稼ぎ
No.15	61	2人	臨時雇用	開墾地	5年	3.5	0.8	6.0	3.5	0	0	超級福	D	スポット市場	養鶏	1台	なし	なし	なし	開墾地

出所：聞き取り調査により作成（2010年10月）。

注：技術支援の項目 A：吉林省農業科学院 B：通化農業研究所

C：梅河口市農業局 D：郷鎮農業技術推進ステーション

収が低い、単価が高いという特徴がある。また、販売対応としては、契約販売が多く、精米販売、スポット市場への販売はそれぞれ2戸ずつある。

表4は対象事例の大規模経営形成の過程を示したものである。貸し手を見ると、No.3、No.9、No.13、No.15の4農家が国家・集団からの借地である。その他大規模経営11戸は農家からの借地による規模拡大である。また、規模拡大の契機としては、概ね3つに分けられる。第1は、未開墾地（No.9、No.13、No.15）や駐屯地（No.3）の開墾によるもの、第2は、村ぐるみ農外就業化が大規模稲作経営（No.2）形成の契機になっているもの、第3は、農外労働市場の展開による農民の農外流出に伴い、農業より高く安定した収入を得られる農家が農地を貸し付け、離農や離村をしているもの、また、少数高齢農家のリタイアもある（No.1、No.4-No.8、No.10-No.12、No.14）。ここでは、1990年代から朝鮮族人が韓国や国内の沿岸部への出稼ぎを始め、市内の出稼ぎ労働者の先導役を果たしている。また、2004年から政府の農業保護政策への転換によって、地方政府は地域農業の機械化と農業現代化の推進を図り、農業機械合作組織、大規模経営を育成するために、市内の優れた農業経営者を支援している。具体的に2005年から農業機械化への支援、国家総合農業開発プロジェクトの実行、2000

表 4 対象事例の大規模経営形成の過程

事例	発 展 過 程			
No. 1	95-99年出稼ぎ	99年村に戻り、借地8ha	05年合作社を設立、借地32ha, 07年借地99ha	(07年-現在) 政府の支援を受け成長する
No. 2	89-99年軍人サービスセンター経営	99年、梅河口市九星サービスに改名	01年5月九星レストランがオープン	04年5月3人共同出資、九星米業を設立、全村の水田92ha経営
No. 3	79年結婚、生活貧しい	82年漢方薬作付、失敗した。84年水稻作付開始、86年借地14ha	88年借地53.3ha, 91年20ha, 92年56ha, 95年育種開始	(02年-現在) 自作地7.3ha, 借地70ha、04年合作社を設立
No. 4	95年借地1.5ha, 97年借地2.8ha	99年借地11ha, 03年借地28ha	05年借地25ha, 07年借地34ha	(09年-現在) 借地39ha
No. 5	05年農業局から農業機械協会の立ち上げ	09年より協会は村の耕地9割を経営する、7人のうち1人 (No. 5) を取り上げ		01年5.7ha, 04年3.2ha, 06年より24.6ha
No. 6	93年借地0.8ha, 97年借地2ha	01年借地4.3ha	04年13.8ha, (07年-現在) 借地20.3ha	モデル地区プロジェクトを契機とした急増
No. 7	97年借地1.5ha	01年借地4ha	05年借地6.8ha	09年借地15.3ha
No. 8	98年借地1ha, 99年借地1.5ha	02年借地2.5ha, 05年借地3.1ha	07年借地5.7ha, 09年借地8.7ha	07年農業機械協会の設立
No. 9	94年低湿地開墾3.2ha	(2000年-現在) 開墾地6.7ha		
No. 10	01年借地1ha, 03年借地3.1ha	04年借地2.1ha	06年借地4.6ha	(08年-現在) 借地6ha
No. 11	03年1.7ha	04年借地2ha	05年借地3ha	(07年-現在) 借地5ha
No. 12	96年借地1.2ha	98年借地2ha	02年借地1.2ha	(03年-現在) 借地4ha
No. 13	91年開墾2.0ha	94年開墾3.6		
No. 14	03年借地2.3ha	05年借地1.2ha	08年借地3ha	
No. 15	96年開墾2.7ha			

出所：表3に同じ。

年以降《農民專業合作社法》の誕生に伴う農民專業合作社の支援などが相次いでいる。表4に示したように、No.1とNo.8は農業機械補助金を受けて農業機械を整備することにより短期間で規模拡大し、No.5は梅河口市の農業局の支援の契機として成長し、No.6は2007年にモデル地区プロジェクトのきっかけで成長した。このような支援のもとで、機械請負作業から借地型経営に移行して、大規模経営 (No.1、No.5、No.6、No.8) が急速に成長したものもある。

次に、対象事例における数年間の借地面積の動向を表5に示した。1993年までの規模拡大農家はわずか3戸であり、その後徐々に増加する傾向にある。特に、2002年から2005年にかけて借地面積が著しく増加しており、短期間で大規模経営が形成されている。このような動きの背景には、まず、1990年代には、農業の収入が低いために、出稼ぎが始まり、それを契機とした土地の流動化が始まった。また1997年の第2次土地配分の際には、農家請負権のさらなる安定化のために、土地請負制がさらに30年延長された。土地利用権の長期化が農地の流動化を促進する要因の一つと考えられる。また、中国経済の成長に伴い、

表5 対象事例の借地面積の動向 単位 (ha)

	1983-1993	1994-1997	1998-2001	2002-2005	2006-2009
No.1			8.0	32.0	99.0
No.2				92.0	92.0
No.3	56.0	56.0	56.0	70.0	70.0
No.4		2.8	11.0	25.0	39.0
No.5			5.7	3.2	24.6
No.6	0.8	2.0	4.3	13.8	20.3
No.7		1.5	4.0	6.8	15.3
No.8			1.5	3.1	8.7
No.9		3.2	6.7	6.7	6.7
No.10			1.0	2.1	6.0
No.11				3.0	5.0
No.12		1.2	2.0	4.0	4.0
No.13	2.0	3.6	3.6	3.6	3.6
No.14				1.2	3.0
No.15		2.7	2.7	2.7	2.7
合計	58.8	73.0	106.5	269.2	399.9

出所：表3に同じ。

注：ここでは借地面積のみで、自作地を含まない。

農外や自営業などチャンスが増加し、農業より高く安定した収入を得られる農家は農業を離れ、農地の貸付を行うことになる。さらに2004年以降は、政府が生産組織や大規模農家の育成を強く奨励していることにある。

3) 経営費用と収益の分析と結果

対象事例の10a当たり経営費用と収益を示したものが表6である。この表をみると、No.13、No.14、No.15の3農家の経営費用が低いが、これは機械費がいずれも少ないため、また、No.13とNo.15農家は低生産性水田において規模拡大したため、一般農家より借地料が割安のためである。さらに、項目別にみると、No.1からNo.4まで4農家はビニールハウス費用（鉄骨）が高いことから、その他材料費が高くなっている。No.2経営は一般の農家に比べてSi、Se、Pを施肥したため、肥料費が高くなっている。またNo.12とNo.15農家は養鶏することにより鶏糞を使用したため、肥料費が安くなっている。水利費や借地料は水田の立地条件や灌漑水路の距離によって異なっている。雇用労働費では、規模が大きいほど雇用労働力に大きく依存しているため高くなっている。

表6 対象事例の10a 当たり経営費用と収益 単位：円

	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8	No.9	No.10	No.11	No.12	No.13	No.14	No.15
種苗費	50	52	30	55	56	62	58	68	65	53	70	48	56	62	45
肥料費	147	210	165	101	95	98	106	92	96	105	110	57	94	89	63
農業薬剤費	37	34	40	36	37	28	39	30	37	42	25	35	32	36	44
水利費	99	72	105	56	61	78	90	85	88	102	84	85	61	90	78
燃料費	45	53	49	60	68	58	63	60	59	50	61	52	45	42	29
その他材料費	60	64	69	60	23	31	27	22	21	19	26	15	19	29	8
借地料	432(注)	418(注)	286	585	511	572	479	520	500	509	500	500	102	430	92
機械費	57	131	104	70	80	86	155	67	73	90	123	165	32	38	41
機械修繕費	10	18	15	5	17	10	8	6	12	16	2	14	27	22	17
雇用労働費	128	244	380	90	113	101	87	79	19	62	69	52	40	49	75
経営費合計	1,065	1,296	1,243	1,118	1,061	1,124	1,112	1,029	970	1,048	1,070	1,023	508	887	492
単収 kg	637	696	697	632	651	642	654	650	652	783	646	660	716	668	702
単価 元/kg	3.40	3.68	3.86	3.23	3.24	3.23	3.24	3.23	2.68	3.27	3.25	2.72	3.24	2.70	
粗収益	2,166	2,558	2,690	2,041	2,109	2,074	2,119	2,106	2,106	2,098	2,112	2,145	1,948	2,164	1,895
純収益	1,101	1,262	1,447	923	1,048	950	1,007	1,077	1,136	1,050	1,042	1,122	1,440	1,278	1,403

出所：表3に同じ。

注：1)借地料では、No.1は水稻（160kg/10a）の市場価格から換算したものであり、No.2は水稻（140kg+稲わら）から換算したものである。

2) その他材料費はビニールハウス費用を含む。

3) No.13とNo.15 農家は低生産地を借入れ、水稻を栽培しているが、仮に低単収高単価の米を作付すれば、その他農家に比べると低くなると教えてくれた。品種が異なるため、単純に単収の数値から生産力の高さを反映できない。

特に No.2、No.3 経営では、有機栽培に取り組んでいるため、さらに No.3 の育種水稻は手間がかかることから、雇用労働費が非常に高くなっている。なお、No.15 経営は田植機、コンバインを保有していないため、代わりに多くの雇用労働の導入を含め、手作業での対応が中心となっていることにより高くなっていると考えられる。

なお、単収や単価は水稻の品種により異なっている。No.10、No.13、No.15 の3 農家は高単収低単価の米を作付しているが、その他農家は低単収高単価の米を作付している。また、No.2 経営、No.3 経営の圃場が集中していることが高単収の要因の一つと考えられる。No.2 経営は粳、玄米、精米それぞれで販売している。No.3 経営は育種により種子の販売、さらに精米の販売に取り組んでいる。

10a 当たり粗収益の高さは、単収と販売価格に依存する。No.2 経営と No.3 経営は良質米や有機米などに取り組んでいるため高価格で販売され、また No.3 経営は種子販売の価格が高いことから、粗収益が高くなっている。これらの農

家の粗収益が高いため、高い経営費を差し引いても純収益は他農家を上回っている。また、規模が小さいほど純収益が高い傾向があるが、これは No. 13、No. 14、No. 15 経営の借地率が低いことにより、借地料が安いためである。

以上にみた大規模稲作経営の出現の特質は次のように要約できる。

第1に、大規模経営は立地条件が異なるために、単なる規模の経済性を比較できない。ただし、面積が大きいほど、面積の拡大による収益性の向上を図るだけでなく、水稻の加工や流通販売ならびに技術対応を重視していることがわかる。また、No. 3 の経営主は、稲作に関わる事業だけでなく、海外派遣サービス、煉瓦製造業などといった多角化経営にも取り組んでいる。

第2に、大規模借地経営では機械の高性能・大型化が進むとともに、雇用労働力への依存傾向も強めている。他方、規模が大きいほど、技術連携を重視している。また、大規模稲作経営は籾のスポット市場より契約販売や精米販売に取り組む傾向がある。それによって、高い収入が得られるのである。

第3に、国家、集団からの一括した借地を除けば、多数の貸付農家の耕地を集積することにより稲作の大規模化は分散圃場の問題をもたらしている。そのため、圃場管理の煩雑さや、農業機械作業の効率性の低下そして水の浪費をもたらしている。また、農業機械の移動費用や、移動時間がかかること、人件費の増加をもたらすこと、などによって、経営効率の向上が難しい面を持っている。

4 大規模経営の成長条件と課題

最後に、大規模経営の成長条件と課題についてまとめれば、以下のよういことができる。

第1に、中国の経済成長に伴い、農外労働市場が展開していることである。また、少数高齢農家のリタイアもある。農外への出稼ぎにより高く安定した収入が得られると離脱農家が出現する。1990年代に朝鮮族の人々が韓国での出稼ぎを始め、その後国内沿岸部にも流出したため、近隣の漢族の人にも影特を与え、離脱する農家の増加が加速した。こうした環境下での大規模経営の形成過程をみると、スピードが速いという特徴がある。

第2に、政府の「農業に負担を強いる政策」から「農業保護政策」への転換

によって、農業機械合作組織や農業経営大戸及びモデル地区プロジェクトが相次いで推進された。そうした支援政策のもとで、大規模経営が成長してきた。また、これらの大規模経営や農業機械大戸および農業機械合作組織は地域農業の農業機械作業請負の役割を果たしている。

第3に、立地条件によって大規模経営の成長条件は異なっている。また、単純な規模拡大より高付加価値化を図る販売活動や多角的な事業展開に積極的に取り組んでいる大規模経営もある。駐屯地や個人開墾により一挙に大規模経営となるケースもあり、多くの労働力が高く安定した農外収入を求めて農外に流出したことを機に、その農地を借り受けた借地型大規模経営となるケースもある。

その一方、第4に、大規模経営へと成長を遂げるためにはそれなりの手持ち資金(自己資本)が必要であるということである。借地料と生産資材などは先払いが習慣となっていることから、多額の準備金がなければ規模拡大ができない。融資条件がある程度改善されてはいるが、まだ利息が高いため、資金問題は規模拡大農家の大きな負担になっている。

第5に、多数の農家からの借地によるため、大規模経営は園場分散の問題に直面し、経営効率の問題に直面している。一方、大規模経営や農業機械合作社が機械作業請負を行っているため、離脱農家群の形成が抑制されているという面もある。また、投入資材価格の上昇や借地料の上昇により生産費用が年々増加する傾向にある。さらに、大規模経営は融資制度の未整備と高利息という問題を抱えており、多くの意欲的な農家は農村の融資制度の改善を期待している。

引用文献

- [1] 董彪・菅沼圭輔 (2010) 「中国稲作における大規模借地経営の存立条件と問題点」、『2010年度日本農業経済学会論文集』、pp. 486-493.